

平成22年7月

公共サービス改革法に基づく民間競争入札の導入について ～道路、河川・ダムにおける発注者支援業務等～

1. 総論

(1) 導入方針

国土交通省では、以下に示す業務について、平成23年度から全ての契約を、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく民間競争入札（以下「民間競争入札」という。）により実施する。

〈平成23年度から民間競争入札を実施する業務〉

- 発注者支援業務
 - 積算技術業務
 - 工事監督支援業務
 - 技術審査業務
- 公物管理補助業務
 - 道路巡回業務
 - 道路許認可審査・適正化指導業務
 - 河川巡視支援業務
 - 河川許認可審査支援業務
 - ダム・排水機場管理支援業務
- 用地補償総合技術業務

(2) 民間競争入札導入の意義

上記の業務については、これまでも透明性、競争性が確保されるよう取り組んできたところであるが、民間競争入札の実施にあたっては、内閣府に設置された第三者委員会である、「官民競争入札等監理委員会」による入札参加要件等の審議を経た上で実施要項を定め、実施要項に基づく手続きにより落札した民間事業者と契約することとされている。

この審議を経ることにより、更なる透明性、競争性の確保が期待される。また、複数年度契約の導入により、民間の創意工夫等が期待される。

(3) 契約期間の設定について

①基本的な考え方

民間競争入札の実施にあたり、平成23年度より複数年度契約を導入をするが、その導入業務数は②に示す理由から、段階的に増やしていくこととする。契約期間は平成23年度から1年以内又は1年を超える期間とする。

複数年度契約の契約期間は、基本的に2ヶ年度とするが、より長期的な契約期間を設定するため3ヶ年度の契約期間の導入についても検討する。

また、今後、業務実施状況を検証し、最適な契約期間について検討を行う。

②複数年度契約の段階的導入について

発注者支援業務及び公物管理補助業務における複数年度契約については、民間事業者の競争参加機会を毎年度平準的に確保する観点から平成23年度から段階的に導入する。これにより、平成23年度業務の入札結果や履行状況を検証し、平成24年度以降の発注業務の実施要項に反映、逐次改善することも可能となる。

2. 各論

(1) 業務内容

各業務の業務内容は、別紙に示すとおりである。

(2) 実施対象業務の事業量

平成23年度から民間競争入札を実施する各業務の発注件数等については未確定であるため、平成21年度の契約実績を下表に示す。

業務名	平成21年度契約実績	
	契約件数	契約額（億円）
発注者支援業務	1,409	508.5
積算技術業務	363	156.5
工事監督支援業務	872	320.8
技術審査業務	174	31.2
公物管理補助業務	670	208.6
道路巡回業務	91	31.3
道路許認可審査・適正化指導業務	246	77.5
河川巡視支援業務	163	39.9
河川許認可審査支援業務	29	4.9
ダム・排水機場管理支援業務	141	55.1
用地補償総合技術業務	120	30.8
合計	2,199	747.9

*1. 導入対象の官署は、東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国及び九州の各地方整備局、北海道開発局並びに内閣府沖縄総合事務局管内の各事務所等。

*2. 上表の平成21年度契約実績における、道路巡回業務については、工事と一体に発注契約されているものを除く。

(3) 各業務の契約期間の設定方針

①発注者支援業務

発注者支援業務の各業務の業務量は、工事発注量や工事内容により変動するため、業務発注時点においては、複数年度契約の2年目以降の業務量を予測することが困難である。このため、平成23年度は、業務量の変動に対する課題等を検証できる程度の業務数で2ヶ年度の複数年度契約を導入する。

したがって、平成23年度は4割程度の業務数で複数年度契約を導入し、平成24年度以降は、平成23年度の検証結果から単年度契約又は複数年度契約の方針等を決定する。

②公物管理補助業務

公物管理補助業務は、平成23年度は全体業務数の半数程度で基本的に2ヶ年度（3ヶ年度についても検討）の複数年度契約を導入し、平成24年度から原則として全ての業務で複数年度契約を導入する。

③用地補償総合技術業務

用地補償総合技術業務の業務量は、地元状況や権利者の属性等に大きく左右されるため、翌年度の業務量を明確に予測することは困難なものが多い。このため、複数年度契約が可能と考えられる業務について、課題等の検証を行いながら複数年度契約を導入する。

したがって、平成23年度は複数年度契約が実施可能な業務について複数年度契約を実施し、平成24年度以降は、平成23年度の検証結果から単年度契約又は複数年度契約の方針等を決定する。

発注者支援業務(積算技術業務)

別紙

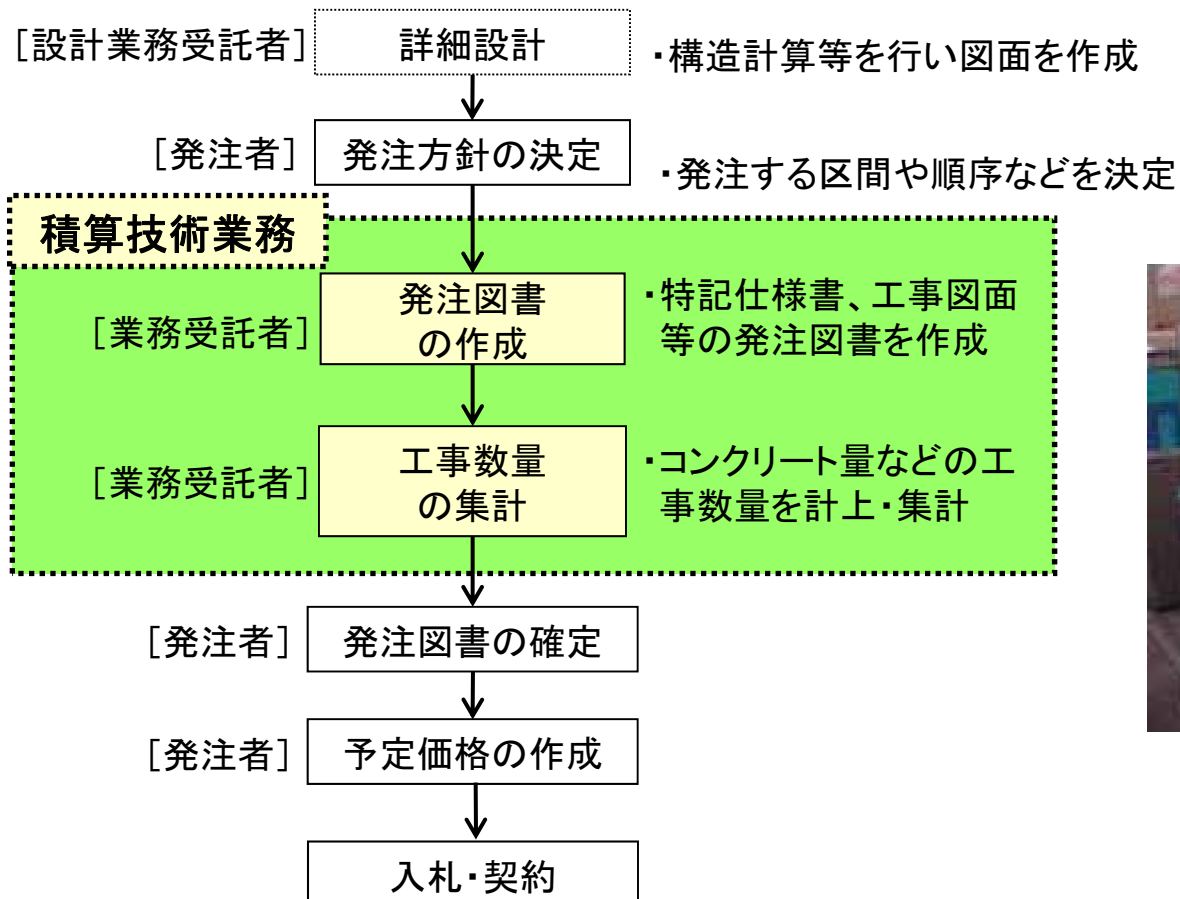
業務の目的

国交省職員が円滑かつ的確に工事の予定価格を算出できるよう支援すること。

業務内容

- ① 図面及び特記仕様書の作成
- ② コンクリート量や掘削量など、工事数量の集計

予定価格作成の流れ



(工事数量の集計)



発注者支援業務（工事監督支援業務）

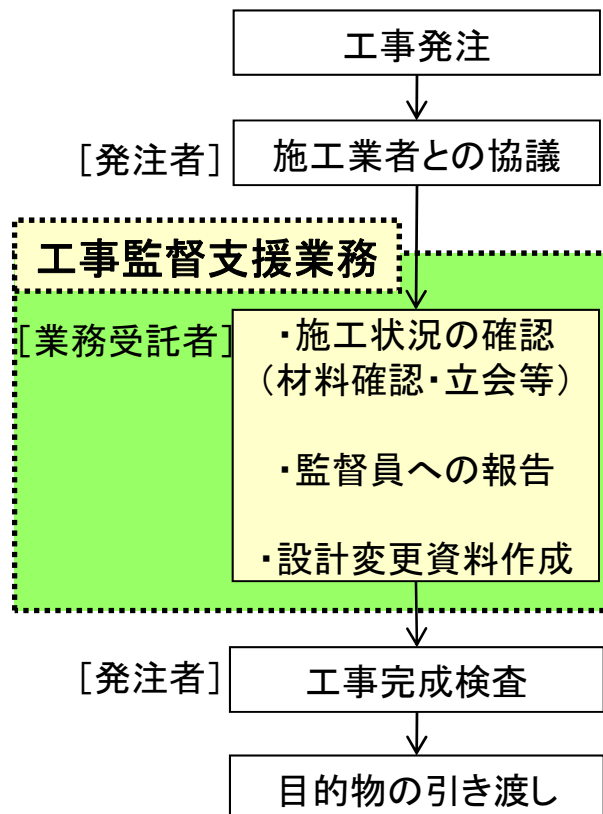
業務の目的

国交省職員が円滑かつ的確に工事の契約事項の履行確認ができ、的確に施工業者との協議等ができるよう支援すること。

業務内容

- ①工事の節目ごとに、工事目的物の寸法、位置、使用する材料の材質等についての、適否の確認及び、監督員への報告
- ②施工業者から提出される資料と現場状況の照合及び、設計変更協議用資料の作成

工事の施工管理の流れ



（根固めブロックの材料確認）



（河川護岸用かごマットの材料確認）



（現場状況の照合を実施）



（設計変更協議用資料の作成）

発注者支援業務(技術審査業務)

業務の目的

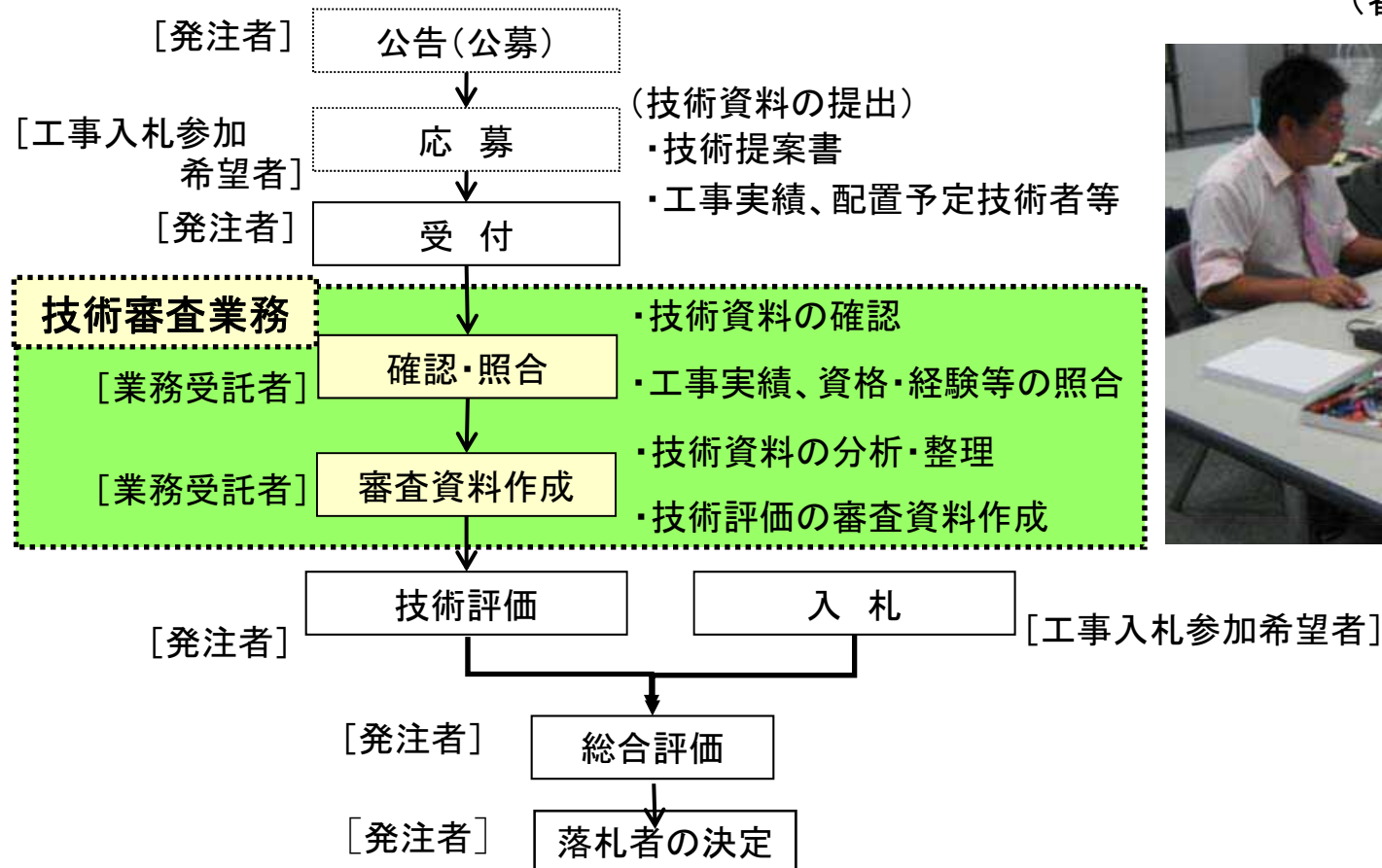
国交省職員が円滑かつ的確に入札参加希望者から提出された技術資料について、技術評価をできるように支援すること。

業務内容

- ①技術資料(技術提案、過去の工事实績、配置予定技術者等)の確認
- ②工事实績や配置予定技術者の資格・経験等の照合
- ③技術評価のための審査資料作成

入札契約手続きの流れ

(審査資料の作成)



公物管理補助業務(道路巡回業務)

当該業務は、道路が常時良好に保たれるよう、道路及び道路の利用状況を把握し、道路に異常を確認した際の報告や交通に影響を与える落下物処理、不法占用等に対して適宜の措置を講ずることを目的

異常の事例 落下物等、路面の状況(わだち、段差)、排水施設(グレーチング蓋の凹み)、交通安全施設(ガードレール・歩道柵の損傷)、街路樹(倒木)、等

落下物の処理
路面の異常箇所の把握



徒歩等巡回による
歩道の点検



道路の不法占用
不正使用の点検



公物管理補助業務(道路許認可審査・適正化指導業務)

当該業務は、各種申請書類の審査・指導、道路の不正使用、不法占用の指導取締り、境界確認申請審査・現地立会い、特殊車両通行の指導取締り等の支援を目的

各種申請書類の審査・指導及び施行状況確認の補助



申請書類と道路関係法令等との照合及び施行状況の確認

道路法第24条(道路工事施行承認)

○自動車乗り入れのための歩道切り下げ工事 等

道路法第32条(道路の占用の許可)

○電柱、水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する施設 等

道路法第22条・第58条(道路損傷復旧)

○交通事故などにより道路付属物に損害を与えた場合 等

道路法第47条の2(特殊車両通行許可)

○特殊車両通行許可申請受付・審査の補助 等

道路の不正使用、不法占用に係る指導取締りの補助



歩道上の不法占用物件、放置自転車等についての状況の把握・指導状況の記録

境界明示、確定に係る立会い、審査等の補助



歩道と民地の境界について、地元地権者と現地立会いを行い、境界を確認

特殊車両通行の指導取締りの補助



対象車両の諸元(重さ、長さ、高さ、幅)を計測。
計測結果と関係書類との内容を照合し、状況を記録。

公物管理補助業務(河川巡視支援業務)

具体的な業務内容

本業務は、河川が常時良好に保たれるよう、管理する区域(河川区域、河川予定地、河川保全区域)を日常的に巡視することにより、その時の状況を把握し、河川の異常・変状及び不法占用等の状況を河川監理員に正確に報告・記録するとともに、河川監理員の指示のもと、必要な措置を講ずるものである。

施設の状況の確認の補助

- ①堤防の状況
- ②堰・水門等構造物の状況
- ③護岸・根固及び水制の状況
- ④許可工作物の状況
- ⑤河道の状況
- ⑥安全施設の状況 等

違法行為の発見の補助

- ①流水の占用状況
- ②土地の占用状況
- ③土地の形状変更等状況
- ④ゴミ・汚水の排出の状況
- ⑤保全区域・河川予定地における状況 等

空間利用状況の確認の補助

- ①河川敷ゴルフ等の危険行為の状況
- ②ラジコン・モトクロス等の利用状況
- ③不定住者等の生活の状況
- ④イベント等の利用状況 等

自然環境の状況の確認の補助

- ①河川の水質に関する状況
- ②季節的な自然環境の変化
- ③自然保護上重要な生物の生息状況 等



河川の巡視状況



不法棧橋の確認



不定住者の確認



構造物等の異常の発見



不法投棄物の発見



水質事故の発見

公物管理補助業務(河川許認可審査支援業務)

具体的な業務内容

1) 許認可に関する補助

○河川関係法令に基づく申請書類の**受領・審査**補助を行う。

受 理:申請書類が整っているか、必要事項が記載されているかの確認

審 査:申請内容の把握、各種法令・基準等に適合しているかの確認

以下のような事案の審査にあたり、河川管理者が行う**禁止・制限・許可の判断材料**を提供する。

- ・河川敷地の利用の届け出(自由使用)
- ・河川敷地の占用、工作物の設置等の申請行為(河川法第24・26条関係)
- ・河川保全区域での行為に対する申請(河川法第55条)



申請書類の審査状況

2) 現地確認に関する補助

○許可工作物等が申請通り施工されているか現地における**監督業務・段階確認**、また**完成検査の補助業務**。

○沿川住民からの官民境界の確定作業における登記簿等関係資料の調査及び**現地立ち会いの補助業務**。

3) 苦情・問い合わせ等に関する補助

○苦情・問い合わせを受付し、**現地確認等状況を把握し、河川管理者への報告**。

4) 台帳整備等に関する補助

○河川管理上必要な、各種台帳、附図などの**点検、修正、整備**。



現地における官民境界確定立ち会状況

5) 危機管理対応に関する補助

○出水・地震等危機管理への**対応の補助**。



情報伝達状況



許可工作物検査立ち会状況

公物管理補助業務(ダム・排水機場管理支援業務)

具体的な業務内容

本業務は、ダムや排水機場等を管理する上で必要な巡視点検、ゲート操作、気象水象等の観測記録及びダム管理資料整理等の業務の補助を行う。

1. 巡視点検の補助

- ・ダム堤体、貯水池等の巡視、点検及び記録
- ・ダム放流設備など機械設備の巡視
- ・電気、通信設備等の巡視

2. ゲート操作の補助

- ・ダム放流時の関係機関等への連絡
- ・ダム放流のためのデータ収集整理
- ・利水補給のためのデータ収集整理
- ・ポンプ操作の補助

3. 気象・水象等の観測記録の補助

- ・ダムで観測しているデータ(気象・水象・漏水量・揚圧力・変位量 等)の情報収集・計測・観測

4. ダム管理資料整理の補助

- ・ダム操作記録、出水記録等の作成整理
- ・気象・水象・漏水量等の観測データの整理



用地補償総合技術業務

業務の目的

- 公共事業の事業効果の早期発現のためには、用地取得の円滑化・迅速化を図り、用地取得期間を短縮することが不可欠である。
- 本業務は、事業に必要な土地の取得及びこれに伴う損失の補償に関する公共用地交渉等を行い、当該事業の用地取得の早期進捗を図るものである。

具体的な業務内容

公共用地取得事務の流れ

